

(公印省略)
ス振第136-61号
令和3年3月19日

(公財)群馬県スポーツ協会
理事長 松本 博崇 様

群馬県地域創生部スポーツ局
スポーツ振興課長 高原 啓成

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」
に基づく警戒度及び要請について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取り組みについて、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年3月18日に開催された第40回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、下記の事項が決定されました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴協会におかれましては、御承知おきいただくとともに、各加盟団体等に対し周知いただきますようお願いいたします。

今後も、国や県の対応方針等、随時、情報提供を行いますので、御協力いただきますようお願いいたします。

記

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」（改訂版）」に基づく要請
（3月23日（火）以降）

<前回（3月9日（火）以降）要請からの変更点>

(1) ガイドラインの警戒度の変更

警戒度「3」：太田市、伊勢崎市、大泉町

警戒度「2」：その他32市町村

(2) 外出について

- ・伊勢崎市、大泉町に対する不要不急の外出自粛要請を解除
- ・警戒度3の市町に対し「感染防止対策が取られていない場所」「ハイリスクの方」の不要不急の外出自粛を要請
- ・警戒度2の市町村に対し「感染防止対策が取られていない場所」の利用を十分注意するよう要請

(3) 県外移動について

「緊急事態宣言地域（1都3県）への往来は極力控える」要請を継続

※3月21日付けで宣言が解除された場合、「直近1週間の感染者数が人口10万人当たり10人以上の都道府県（関東地方では5人以上の都県）への移動は、特に慎重に判断し、その地域での行動についても慎重にすること」を要請
（3/22～宮城県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、沖縄県）

※詳細は別紙を御参照ください。

担 当：スポーツ振興課 企画調整係 岡崎
T E L：027-226-2079
F A X：027-243-3211
e-mail：okazaki-ma@pref.gunma.lg.jp